

令和6年 4月10日

池袋保健所長

指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 豊島区東池袋四丁目42番16号

指 定 医 療 機 関 の 名 称 池袋診療所

指定医療機関の開設者住所 豊島区東池袋四丁目42番16号

指定医療機関の開設者氏名 医療法人社団 池袋会

遡 及 願

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条第2項の規定
による医療機関の指定について

令和6年 4月 1日に遡及し、指定願います。

[理 由]

上記年月日より、結核患者の治療を行っているため。